

鬼北町障害者活躍推進計画
(令和2年4月～令和7年3月)

令和2年4月

鬼北町障害者活躍推進計画

機関名	鬼北町役場
任命権者	町長 兵頭 誠亀
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
鬼北町役場における障害者雇用に関する課題	<p>鬼北町役場では、平成25年度に法定雇用率が未達成であったため障害者採用計画を作成し積極的な採用活動を行い、翌年度以降は達成しているところである。</p> <p>本計画では、採用した障害者である職員が活躍できる体制整備や各種取組を推進するとともに、計画期間中も積極的な採用活動を実施したい。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>令和6年6月1日時点 3.00%</p> <p><参考></p> <p>令和元年6月1日時点 2.80%</p> <p>平成30年6月1日時点 2.53%</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報で把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報で離職状況の把握</p>
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【ワーク・エンゲージメント】 初年度の基準を上回る。</p> <p>※初年度には実態に関するデータを収集する。</p> <p>(評価方法) 在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し把握・進捗管理</p>
④ キャリア形成に関する目標	<p>【障害者が担当する職務の拡大】</p> <p>新たな職域を開拓する</p> <p>(評価方法) 人事記録を基に把握・進捗管理。</p>

取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務財政課庶務係長を選任する。 ○障害者職業生活相談員による相談窓口を設定し、庁議等で周知する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）について、愛媛労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年1回以上厚生労働省障害者雇用対策課又は愛媛労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い参加を募る。（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用又は部署移動等について、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を定期的に行い、必要に応じて検討を行う。 ○障害者から業務について相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、毎年実施する人事評価面談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

<p>(4) キャリア 形成</p>	<p>○会計年度任用職員等について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、任期終了まで1箇月となった時点で職務経験の総合的な振り返りを行うことにより、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。</p>
<p>(5) その他の 人事管理</p>	<p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等で障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行う。</p>
<p>4 その他</p>	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>